

## 委員会の調査について

## 1 旅 費 等

| 項 目              | 県 内 調 査                     | 県 外 調 査   |  |
|------------------|-----------------------------|---|--|
|                  |                             |   | 海 外  |
| 自宅→集合・解散場所       | 旅費規程に基づいた額を支給               | 同 左   | 同 左  |
| 運 賃              | —                           | 旅費規程に基づいた額を支給   | 同 左  |
| 宿 泊 費<br>(1夜当たり) | —                           | ・ 宿泊費（素泊まり料<br>金）を支給（上限付き実<br>費支給）<br>・ 宿泊費の上限は、都道<br>府県ごとに定められた額<br>（例：北海道 30,000 円） | ・ 同左<br>・ 宿泊費の上限は、国、<br>地域ごとに定められた額<br>（例：シンガポール<br>56,000 円）    |
| 宿泊手当<br>(1夜当たり)  | —                           | ・ 宿泊手当（夕・朝食代<br>を含む諸雑費）を支給<br>・ 額は 2,400 円（減額の<br>場合あり）                               | ・ 同左<br>・ 額は国・地域ごとに定<br>められた額（例：シンガ<br>ポール 5,400 円）（減額<br>の場合あり） |
| 移 動 経 費          | 公共交通機関利用を原則とし<br>行程によりバス借上げ | 同 左   | 同 左  |

注) 海外での調査に伴う空港使用料、パスポート、ビザ、出入国税等の経費は、旅費で支給。

## 2 経 費

| 項 目   | 県 内 調 査 | 県 外 調 査                                      |   |
|-------|---------|--|---|
|       |         |  | 海 外   |
| 昼 食   | 自 己 負 担 | 同 左  | 同 左   |
| 宿 泊   | —       | 宿泊費の支給                                       | 同 左   |
| 朝食・夕食 | —       | ・ 宿泊手当として支給<br>（夕食代相当額・朝食代<br>相当額それぞれ 800 円） | ・ 宿泊手当として支給<br>（夕食代相当額・朝食代<br>相当額は、宿泊手当のそ<br>れぞれ 3 分の 1 の額、<br>例：シンガポール 1,800<br>円） |